

平成23年度

地域雇用創出推進事業のお知らせ

地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、三種町内に住所を有する事業所が行う雇用創出事業並びに新規企業（事業所）等進出の経費に対して補助をする。

1. 事業内容

区分	①新規雇用奨励事業	②店舗等増改築事業	③機械設備投資事業	④営業車両更新事業	⑤異業種参入・新規企業・起業支援事業
支援内容	人材の確保を図るため新たに社員を雇用した事業所に対して支援する	事業所の増改築を行うことにより、売上げの増加や作業が効率化され、新たな雇用が見込まれる事業所に対して支援する	新規の設備投資や既存設備の更新により、新たな雇用が見込まれる事業所に対して支援する	車両の更新等により、営業活動が拡大されるなど、雇用の拡大が見込まれる事業所に対して支援する	町内に新たな企業（事業所）を進出した場合、新規に起業した場合及び既存法人が異業種部門へ参入し新たな法人を設立した場合の支援
補助対象	町内事業所が、当該年度に町内に住所を有する新卒者及び離職者の正規社員を雇用する場合は定年に達する前5年以上の者又は非正規社員として、それぞれ1年を超える雇用契約をして採用した場合に助成	店舗・作業場・外構等の事業の用に供する建物等の増改築に要する経費	機械設備の新設及び既存設備と同等以上の設備投資に要する経費	営業活動に必要な新車購入に要する経費	雇用創出を図るため、2人以上の町内在住者を新規に雇用をした場合
補助率及び補助額	正規社員の新卒者1人月額3万円、離職者1人月額2万円、非正規社員1人月額1万円とする。ただし、1人12ヶ月を限度とする	対象事業費の15%とし、1事業所50万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする	対象事業費の1/2補助とし、1事業所200万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする	車両本体価格の15%とし、1事業所30万円を限度とする	新規雇用者数1人につき10万円とし、100万円を限度とする
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> 社員採用時において、過去6ヶ月間に解雇を行っていないこととする 正規社員は週40時間非正規社員は週30時間以上勤務を基本とするが、これによりがたい場合は、別途協議する 雇用台帳・雇用保険被保険者証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 改修に際しては、町内業者を利用するものとする 店舗や事業所等との併用住宅の場合は、店舗や事業所等の部分について対象とする。ただし、共用部分は事業費を按分するものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備は町内から購入するものとする。ただし、これによりがたい場合は、理由を明記する 車両及び事務用機器は対象外とする 機械設備が中古品の場合は、別途協議する 	<ul style="list-style-type: none"> 営業車両は町内から購入するものとし、車両に社名・屋号を塗装表示するものとする。ただし、これによりがたい場合は、別途協議する 車検証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 町外から進出する場合は、本社の納税証明書を添付 家族従事者等は雇用者の対象としない
	<ul style="list-style-type: none"> 税金等及び上下水道料並びに温泉使用料も完納していること。 町内に住所を有する事業所とは、町に法人町民税の申告をしている法人をいう。 個人事業主は、町に住民税を申告している者とする。 各事業とも雇用計画書を添付する。 ②～④までは消費税を含む。 補助額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。 				

◇問い合わせ窓口：三種町役場 商工観光交流課商工係 三種町商工会 本所、八竜・琴丘支所
 ◆補助金申請窓口：三種町役場 商工観光交流課商工係